

○桜井宇陀広域連合規約

〔平成9年3月4日
奈良県指令地第1161号〕

改正 平成11年3月31日県指令地 第1366号 平成17年11月22日県指令市町村第 846号
平成18年4月24日県指令市町村第 117号
変更 平成19年2月7日県指令市町村第1077号 平成20年4月1日
平成22年4月1日県指令市町村第 1号 平成25年2月6日県指令市町村第1025号
平成27年1月5日

第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、桜井市、宇陀市、曾爾村及び御杖村（以下「関係市村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第4項の規定に基づき定める関係市村の総合計画のうち、広域連携を必要とする事業の実施に係る関係市村の連絡調整に関すること。
- (2) ふるさと振興事業の実施に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (4) 前号に規定する介護認定審査会の審査及び判定結果の通知に基づき行う要介護認定、要支援認定及びそれらの更新、取消し等に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく市町村審査会の設置及び運営に関すること。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 関係市村の広域連携が必要な事業の実施に係る連絡調整の事務に関すること。
- (2) ふるさと振興事業の実施に関し、広域連合又は関係市村が処理する事務に関すること。
- (3) 介護保険法に基づく事務に関し、広域連合又は関係市村が処理する事務に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務に関し、広域連合又は関係市村が処理する事務に関すること。
- (5) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、奈良県桜井市大字初瀬1626番地の1に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は14人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市村の議会の議員のうちから、関係市村の議会において選挙する。

2 関係市村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 桜井市 7人
- (2) 宇陀市 5人
- (3) 曽爾村 1人
- (4) 御杖村 1人

3 関係市村の議会における選挙については、法第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1名を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長各1名を置く。

第11条の2 広域連合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、広域連合長の属する市村の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市村の長のうちから、関係市村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙を行う場合は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市村の長のうちから選任する。

4 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条及び第11条の2に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。

2 広域連合の一般職の職員の定数は、広域連合の条例で定める。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で人格高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。ただし、広域連合の条例でその定数を増加することができる。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから選任する。この場合において、広域連合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の定めるところによる。

第5章 基金

(基金の設置)

第18条 広域連合に、桜井宇陀ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、関係市村からの出資金等により設置する。

3 基金の運用から生じる収益は、第4条第2号に規定する事業を実施するための財源に充てるものとする。

(関係市村からの出資金)

第19条 前条第2項に規定する出資金の負担割合は、別表に定めるところによる。

(出資金総額相当額等の処分の制限)

第20条 基金に属する財産のうち、関係市村からの出資金総額及び奈良県からの補助金に相当する額は、これを処分することができない。ただし、広域連合又は関係市村の事業実施に必要と認められる場合は、関係市村等による協議の上、当該必要と認め

られる限度において処分することができる。

(基金財産に対する関係市村の権利)

第21条 広域連合が解散する際には、基金に属する財産は、出資金の負担割合に応じ関係市村に帰属する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第22条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合は、平成9年3月3日をもって廃止する桜井宇陀広域市町村圏域協議会の財産及び事務を継承する。

附 則 (平成11年3月31日県指令地第1366号)

この規約は、奈良県知事の許可の日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月22日県指令市町村第846号)

(施行期日)

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

(広域連合議員の在任規定)

2 この規約を施行する日の前日において現に広域連合議員である者で大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村の議会において選挙された者は、この規約の施行の日において改正後の第8条の規定により宇陀市の議会において選挙されたものとみなす。

(負担金の経過規定)

3 改正後の第17条第2項の規定による関係市村の負担金の負担割合は、この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	負 担 割 合
第17条第1項第1号に規定する負担金	人口割 100分の70
	団体割 100分の30
	内 訳
	（桜井市 7分の1）
	（宇陀市 7分の4）
（曽爾村 7分の1）	
（御杖村 7分の1）	

(宇陀市に関する包括承継規定)

4 大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村の出資金等に係る権利義務は、宇陀市が継承するものとする。

附 則（平成18年4月24日県指令市町村第117号）

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年2月7日県指令市町村第1077号）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に収入役が在職している場合は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この規約による変更後の桜井宇陀広域連合規約第11条及び第11条の2の規定は適用せず、この規約による変更前の桜井宇陀広域連合規約（以下「旧規約」という。）第11条から第14条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第14条中「吏員その他の職員」とあるのは「職員」とする。

附 則（平成20年4月1日）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日県指令市町村第1号）

（施行期日）

1 この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

（出資金の返還の割合）

2 この規約による変更後の桜井宇陀広域連合規約（以下「新規約」という。）第20条ただし書きの規定により基金に属する財産の一部を処分する際に、関係市村に返還すべき財産が生じる場合は、新規約第18条第2項に規定する出資金の負担割合に応じ、関係市村に返還するものとする。

（処分に係る出資金等の経費への充当）

3 広域連合は、関係市村による協議の上、必要と認めるときは、新規約第20条ただし書きの規定により処分する基金の全部又は一部を新規約第4条の規定に基づく事業を実施するための経費に充てることができる。この場合において、関係市村は、新規約第17条第1項第1号に規定する負担金の負担割合により経費を負担することとするが、新規約第18条第2項に規定する出資金の負担割合に比して不足が生じる市村は、当該不足する額を別途負担することとする。

附 則（平成25年2月6日県指令市町村第1025号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月5日）

この規約は、平成27年1月5日から施行する。

別表（第17条・第19条関係）

区 分	負 担 割 合	
第17条第1項第1号に規定する負担金	人口割	80%
	均等割	20%
第18条第2項に規定する出資金	人口割	70%
	均等割	30%